道徳授業における情報モラル教育の資料開発に関する一考察(1)

植 田 和 也 ・ 七 條 正 典 ・ 山 本 木/実 黒 田 勉 ・ 松 下 幸 司 ・ 齋 藤 嘉 則 佐 藤 盛 子 ・ 谷 本 里都子 清 水 顕 人 ・ 吉 原 聖 人 4

はじめに

今や多様なメディアが日々の生活において利活用され、情報化社会の進展の中で生きる子どもたちにとって、情報モラル教育は不可欠である。平成27年12月にG7学生ICTサミットin高松が開催され、8か国10名の学生により「ICTと若者の現在、人類の未来」をテーマに議論がなされた。そこではICTの利点とともに、「使いすぎると依存してしまう」などのスマホ依存といった問題点についても話し合われ、「依存しないように自分自身で責任をもつことが大切」などの、指摘がされた「。

現代社会において、ICT活用は最重要技術の一つとも言われて、人間の生活との関係が多様化し、ますますその活用におけるモラルが重要になっていることは言うまでもない[®]。

このような社会的背景とともに、平成27年7月に示された「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳(以下、道徳科と略記)」においても、「第3節 指導の配慮事項」の中で、「情報モラルと現代的な課題に関する指導」として、道徳科における情報モラルに関する指導の充実が一層強く求められているⁱⁱ。そのようなことを踏まえて、本稿では道徳授業における情報モラル教育の読み物資

- 1 香川大学
- 2 坂出市立瀬居中学校
- 3 附属坂出小学校
- 4 附属高松小学校

最後に学生が選んだ10のキーワードを使って次のような提言「The Future in Your Hands」がとりまとめられた。 「革新的で誰でも繋がるが、過度に依存しすぎない、地球上のすべての重要な価値が共存するテクノロジーの 世界を目指して高い責任感と判断力を持って進んでいくため、ICTの理想的な使い方に挑戦していくことは 次代を担う私たちの役目です。」

平成28年4月末に香川県高松市において、G7情報通信大臣会合が開催され、そこでは、新たなICTの普及する社会における経済成長の推進や情報セキュリティの確保等について議論が行われ、「デジタル連結世界憲章」などが成果として採択された。G7学生ICTサミットin高松、G7情報通信大臣会合の詳細等は、総務省、香川県、高松市の各ホームページに動画も含めて掲載されている。

[&]quot;「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳」の94-96頁において「情報モラルと現代的な課題に関する指導」として示され、具体的には情報モラルに関する指導、「ア 情報モラルと道徳の内容」、「イ 情報モラルへの配慮と道徳科」として指導上の配慮について巻末資料に示した指摘もある。

料に関して、現状の分析と課題を整理することで、今後の資料開発の在り方について検討したい。 そして、本研究を継続しながら情報モラル教育の資料開発を継続的に行っていきたい。

1 研究の目的と方法

本研究の目的は、情報モラル教育の重要性が叫ばれる背景や児童生徒が巻き込まれている情報機器に関わる多様な問題を受け、道徳授業における情報モラル教育の読み物資料に関する現状の分析と課題を整理するとともに、開発のための基礎研究とすることである。そのために、まず道徳教育に関わる教員と情報・技術教育に関わる教員が互いの専門分野から情報モラル教育に関する情報を紹介しあい議論する中で、情報モラル教育の必要性や情報モラル教育に関する道徳の資料分析を行うこととする。

このことは、異分野の教員が協働的に研究を展開する上で大変重要な点である。そして、実際の子どもたちへのアンケートをもとに現在の社会で起こりうる問題を取り上げて道徳授業で活用できる小学校高学年を想定した資料開発のための基礎資料とする。

上記の目的を踏まえて、具体的には次のようなことに取り組むこととする。

- ① 情報モラル教育とは何かについて、過去の示されてきた資料や学習指導要領等から整理する。 特に、まず学習指導要領における情報モラルに関する記述の整理や情報モラルに関する最近の動 向と国における調査結果の分析を行い、道徳を専門とする教員と情報・技術教育を専門とする教 員における各々の認識の差異や用語の解釈等を話し合うことから取り組んでいくこととする。
- ② 各県教育センター等のホームページに公開されている情報モラル教育の教材や資料に関しての 検索を行い、内容を整理し分析する。
- ③ 情報モラルに関する子どもたち (小学校高学年:特に5年生を対象) へのアンケートを実施する。結果を踏まえて、道徳の教科化に求められる改善の視点をふまえた新たな情報モラル教育の資料を開発する手がかりを得る。

2 研究の実際

(1) 学校における情報モラル教育の捉え方の整理

文部科学省が示す学校における情報モラル教育の在り方については、平成22年10月に公表された「教育の情報化に関する手引」(以下「手引」と略記)の第5章『学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携』でまとめられている。この手引は、現行の学習指導要領における教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう公表されたものである。本論文では、道徳で取り扱う情報モラル教育の教材に関する現状分析や教材開発をすすめるにあたり、まず本節では、学習指導要領解説編や当該手引等において、文部科学省が「情報モラル教育」をどのように定義し、どのような児童生徒を育てることを求めているのかについてまとめておく。

まず、「情報モラル教育」とは何か。これについては、平成20年に告示された小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編において、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」と定義されている。また、配慮すべき事項として下記のように記載されて位置付けられた。その後、平成27年3月の一部改正学習指導要領や同年7月の学習指導要領解説においても一層強調されている。(現在のH27.7の道徳解説における記載は巻末資料を参照)

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)

- 第1章 総則 第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - (9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報 手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に 付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段 に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- 第3章 道徳 第3指導計画の作成と内容の取扱い
 - 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

これらの学習指導要領や解説などに先立ち、平成9年10月に公表された「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力会議」第1次報告において、情報教育の目標観点が{情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度}の3観点に整理されている。この3観点のうち、情報モラルは情報社会に参画する態度の「重要な柱の1つ」(文部科学省、手引、pp.117)であり、情報モラル教育は、「情報教育の一部として、『情報活用の実践力』や『情報の科学的な理解』との連携を図り、それら全体のバランスの中で指導する必要がある」(文部科学省、手引、pp.117)とされている。つまり、情報モラル教育においては、情報化の負の側面や欠点、すなわち影の部分のみを理解し、情報化を回避的・批判的に捉える態度を培うことがねらいの主眼ではなく、それら影の部分をも理解した上で、「よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育」、すなわち、情報化社会に積極的・意欲的・建設的・創造的に関わろうとする態度を育てる教育であるといえる。

それでは、道徳教育において情報モラル教育をすすめる上で大切な視点は何か。手引によると、情報モラルは、「道徳などで扱われる『日常生活におけるモラル (日常モラル)』が前提となる場合が多く、… (中略) …情報モラル教育においても何ら変わるものではない (pp.122)」としている。違いとして押さえておくべきは、人と人との関わりが生まれコミュニケーションが展開される場が、インターネットなどの情報ネットワークを介する、という点である。道徳における指導の内容には{主として自分自身に関すること、主として他の人とのかかわりに関すること、主として集団や社会とのかかわりに関すること などがあるが、情報モラルでは、この「他の人」や「集団や社会」との関わりが、情報ネットワークを介して生じ、織り成されるのである。だからこそ、情報ネットワークの特性や危険性を知っておくことが必要となるが、そこにおいては「情報社会やネットワークの特性とその危険を知ることのみがねらいではなく (pp.122)」、ねらいの主眼は「ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるよう、自分自身で正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせること (pp.123)」にある、としている。

また情報モラル教育は、手引において「学校を挙げて体系的に取り組む必要がある (pp.121)」教育活動であるとされている。併せて手引においては、学校を挙げて体系的に取り組むための参考となる系統化の指針として、平成18年度の文部科学省委託事業において作成・公表された「情報モラル指導モデルカリキュラム」(巻末資料参照/以下「モデルカリキュラム」と略記)が取り上げられている。このモデルカリキュラムでは、情報モラル教育が「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」「安全への知恵」「情報セキュリティ」「公共的なネットワーク社会の構築」の5つに分類されており、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校の5つの段階に応じた指導目標として示されて

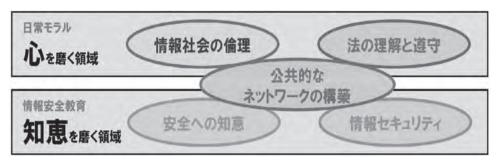


図1 情報モラル教育の2領域と5分類

いる。

これら情報モラル教育の5つの分類は、どのような関係性にあるのか。当該手引の作成検討会が作成した手引公表前の検討案(平成21年1月)によれば、情報モラル教育の内容は、大きく2つの領域に分けられ、その2領域に先述した5つの分類が整理され位置づけられている(図1)。その2つの領域とは、「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること(心を磨く領域)」と「情報社会で安全に生活するための危険回避の理解やセキュリティの知識・技能、健康への意識(知恵を磨く領域)」である。前者の「心を磨く領域」に |情報社会の倫理、法の理解と遵守| が、後者の「知恵を磨く領域」に |安全への知恵、情報セキュリティ| が位置づけられ、2領域をまたがる位置に、 公共的なネットワーク (社会)の構築 が配されている。前者では「自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる心、ネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められ」ており、後者では例えば「情報化が進み生活が便利になればなるほど危険に遭遇する機会も増える。危険を回避し安全に生活するための知識を身につける必要がある」とされている(平成21年10月)。

さらに、コンピュータを使用した情報活用能力を測定する初めての調査として、文部科学省が平成25年10月から平成26年1月にかけて実施した調査結果(小5年、中2年)では、情報モラルの必要性や情報に対する責任、特に情報や情報手段の役割や影響の理解について、次のような課題が示された。

「小学生については、自分に関する個人情報の保護について理解しているが、他人の写真をインターネット上に無断公表するなどの他人の情報の取扱いについての理解に課題がある。中学生については、不正請求メールの危険性への対処についての理解に課題がある」と指摘されている。

そのような点も踏まえながら、道徳で活用できる情報モラルの読み物教材の開発においても、児童生徒の発達段階や知識習得段階、理解の状況などを考慮し、学年間や校種間の系統性に見通しを持ち、2領域・5分類をふまえながら教材開発をすすめる必要があると考える。

(2) 香川県で使用の副読本の現状と情報モラル教育

社会の情報化が急速に進展する中、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちには、生きる力として情報活用能力が強く求められている。そのような背景とともに、ネット社会における情報(データ)の価値と課題解決のためのICT活用等、情報教育やそれに伴う情報モラル教育の必要性が前述の通り叫ばれてきた。

一方、道徳教育に関しても、道徳科の実施に向けて、平成27年3月に改正学習指導要領が、7月に解説が示された。今回の道徳の教科化に向けては、いじめ防止との関連が教育再生実行会議の第一次提言より繰り返し叫ばれている。このいじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」にお

いてもその定義として、インターネットを通じて行われるものを含む、と明記された。また、同法において、基本的施策・いじめの防止等に関する措置における学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、道徳教育等の充実、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進があげられている。しかし、道徳教育における情報モラルに関して学ぶ資料や教材は十分ではなく、むしろこれから充実を図らなければならない問題である。

情報モラルは、中学校の技術・家庭の教科書や教材等においては、情報機器の操作を中心とする内容について示されている。だが、心の問題としての道徳教材としては、情報モラルという価値内容項目が道徳に存在しないため、他の内容項目で示されている副読本が一部に見られる。さらに、その内容を見ても情報機器が進展する現状にそぐわない古い内容や、子どもの興味関心にそぐわないものもみられる。

そのような点も踏まえて、現在使用されている「私たちの道徳」や香川県で広く採用されている副読本「なかよし $(1\cdot 2$ 年生)」「ともに生きる $(3\cdot 4$ 年生)」「わたしのいく道 $(5\cdot 6$ 年生)」について、具体的にその掲載内容を確認していくこととする。

現在、文部科学省が配付している「私たちの道徳」では、「心のノート」では見られなかった情報モラルに関する読み物資料が小学校3・4年、5・6年で各一点ずつ、並びに巻末に「情報モラル」に関する掲載頁が設けられた。第3・4学年の「わたしたちの道徳」では、読み物資料として「少しだけなら」が掲載されている。内容はゲームソフトの割引券を入手するために個人情報を入力しようとして迷っている場面でパソコンのタイマー音にはっとして思いとどまるという流れである。巻末には「じょうほうモラル」として、4頁にわたり考える材料が場面絵とともに掲載されている。第5・6学年では「知らない間の出来事」として、携帯電話をもっていない転校生の噂が勝手に流されるといった内容である。

また、香川県で広く採用されている香川県小学校道徳教育研究会編の副読本には表1のような内容項目で掲載されている。この副読本に掲載されているものは、教員による自作資料である。高学年で情報機器が資料中に登場する内容となっている。第5学年の「もし、おしていたら」では、パソコンの掲示板への書き込みで迷う主人公が描かれている。第6学年の「はじめてのけい帯」では、はじめて携帯電話を持つことになった主人公が、携帯電話でサイトにアクセスし、友だちのメールアドレスを勝手に教えてしまう内容である。このように少しずつであるが、パソコンやインターネット、携帯電話に関する内容の読み物資料が見られるようになってきた。だが、ごく一部であり、その内容もまだまだ限られている。(詳細は、巻末の資料を参照)

(3) 香川県における調査結果からみる現状

香川県教育委員会が平成26年度に小学4年生から中学3年生を対象に行った調査によると、1日に3時間以上、携帯電話・スマートフォン等(以下、スマホ等)を利用している児童生徒の割合は、

2. 1.7/2.	
学 年	資料名と内容項目
第1学年	「ぼくの どきっ」(善悪の判断、勇気)
第2学年	「ゲームとるすばん」(節度ある生活習慣)
第3学年	「ぼくの言ったことが」(正直・誠実、明朗)
第4学年	「なかよし日記」(善悪の判断、勇気)
第5学年	「もし、おしていたら」(信頼・友情、男女の協力)
第6学年	「はじめてのけい帯」(自由・自己責任)

表 1 香川県小学校道徳教育研究会編 副読本に掲載の情報モラル教育に関する読み物資料

小学校で13.2%、中学校で24.2%であった。また、これまでに経験したトラブルについては、「悪口や嫌なことを書き込まれた」ことが小学校、中学校ともに最も多く、次いで小学校では、「メールが原因でけんかになった」「しつこくメールを送られた」、中学校では「名前や写真、動画を流された」「メールが原因でけんかになった」ことが多かった。

このように、スマホ等の普及に伴い、児童生徒の利用が増えたことで、平成25年度には小学校で32.4% (55校)、中学校で91.3% (63校)の学校が、スマホ等に関する生徒指導上の問題に対応していた。このような状況を踏まえ、学校では様々な時間を活用して、スマホ等の利用に関する指導や情報モラル教育について取り組んでいる。平成25年度に、小学校では特別活動で59.4% (101校)、道徳で45.3% (77校)、中学校では全校集会・学年集会で91.3% (63校)、入学前説明会で60.9% (42校)の学校が、未然防止のための指導を行っている。

急速に技術が発展している昨今、絶えず変化し続けている技術面に対する安全面への配慮や情報 セキュリティ等の知識的な内容の指導とともに、いつの時代になっても変わらない情報社会の倫理 や法を守ること等の心の教育も、大切にしなければならない。そのためにも、道徳の時間における 情報モラル教育の重要性を見直していく必要がある。

(4) 各県教育センター等で公開されている情報モラル教育の教材や資料

現在、各県教育センター等で公開されている情報モラル教育の教材や資料に関して、インターネットを利用して全国の検索を可能な限り行い、その内容と各県等での現状を整理することとした。なお、検索の期間は、平成27年11月~平成28年2月であった。検索の際に、各都道府県毎に掲載されている内容、道徳資料としての掲載総数や学年、その際の道徳の内容項目、資料名、情報モラル教育としてのコード・指導事項、キーワード等を確認して一覧表に整理することとした。また、カリキュラムマップの有無やネットいじめに関する内容の有無についても、可能な限り確認することとした。

その結果、各県の分析をもとに議論する中で、次の二点が特徴や課題として見られた。

- ① 道徳授業で活用できる読み物資料の開発には、専門性と時間等をかなり要するため、難しい面もあり簡単にはできないと考えられる。つまり、情報モラル教育は、学校のすべての教師が道徳の時間をはじめ学校の教育活動全体を通じて行うことが大切であるが、道徳の時間に活用できる資料が限られており十分ではない。
- ② 資料開発の際に、「道徳の時間は、道徳的実践力を育成する時間」であり、情報機器の使い方やインターネットの操作、危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習に主眼をおくものではないことに留意しなければならないが、現在ある多くの資料は、特別活動や総合的な学習の時間、技術等での使用を目的とするものが多く確認された。また、多く見られたのは文部科学省等の他の掲載サイトのリンクを整理でしていることであった。

そのような中、限られた県ではあるが、本研究がめざす道徳授業で活用できる情報モラルの教材や資料を開発してホームページに公開している県もあった。その一部として、宮城県総合教育セン

iv 例えば、愛知県総合教育センターでは、すべての教員のための情報モラル教育応援サイト「情報モラル教育のすすめ」(http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j_moral/index.html)として、HP内にコーナーを設けているが、関連サイトとして愛知県教育委員会の愛知県教育委員会道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」http://www2.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id = 2340010 (H28.2.12確認)をリンクしており、多様な教材にふれることができるように配慮している。

ター、京都府総合教育センター、長崎県教育センター、、佐賀県教育センターのホームページに掲載されている内容の一部を表2に紹介する。

実際に、道徳の読み物資料や教材の掲載が見られた都道府県教育センターは15で、市教育センターが1であった。ただ、なかにはパスワードがなければ閲覧できないホームページや一部更新や体裁等の変更で工事中と表示されているところもあったので、全てを正確に確認ということはできなかった。

特に、本研究がめざすうえで大変参考になるのが、佐賀県教育センターでの取組である。当センターではプロジェクト研究として、平成17年~平成18年度にかけて、「道徳を通して培う情報モラル研究」として、情報モラルにかかわりのある道徳的価値の理解を深めるための発達段階に応じた道徳教材を作成し、授業実践を実施している。その成果として情報モラル教育の教材として9事例(道徳 6、特別 2、技術 1)があり、そのうち7事例が自作資料であった。さらに、授業実践での児童生徒の変容を分析することで、教材の有効性を検討している。その自作資料や指導事例等も詳細に掲載されており、大変先進的な取組みであるとともに、本研究を推進する視点を得ることができた vi 。

(佐賀県教育センターHP内 http://www.saga-ed.jp/kenkyu/kenkyu_chousa/h18/jmoral/index.htm)

センター	掲載されている内容 掲載総数 (内訳数) 学年	道徳の内容項目、資料名、情報モラル教育の コード・指導事項、キーワード (小学校高学年の代表例を1、2例)	カリキュラムマッ プの有無	ネットいじめ等に 関して
宮城県	(小) 情報社会の倫理3、法の 理解と遵守1、安全への智恵 2、情報セキュリティ1、公 共的な…3 小8(道徳2、教科総合等6) 中高12	クシートで指導できる教材。道徳としての活 用として (1)「相手のことを考えて」E1-02 (2)「フィルタリング」E3-01		宮城の情報総合サイトとしてネットトラブル事例集として整理ネットいじめも掲載
京都府	各学年ごとに資料と主な展開 例18 (道徳18、総合14、生活 4、学活18、技家 8) ※複数 カウントあり小低学年~中学 校	な状況が提示されて考える教材。 中・高学年1-3「返したいけど返せない」b2-1	分かりやすい表が 有	ネットいじめに関 する通報サイトを 設置
長崎県	各学年毎に資料と指導案や事例あり 小11(道徳5、学活総合6) 中9(道徳5、学活総合技術 4)	高学年1-1「どうしてもやめられない」健康被害d3-1、危険の予測a3-1他人や社会への影響、中学年1-1、2-2「ちょっとしたことが」電子掲示板のトラブルd4-1、e4-2情報の安全性、信頼性	''	情報モラル指導教 材及びトラブル対 応マニュアル(改 訂版) 主な改訂点:携帯 電話など 素に差替等
佐賀県	プロジェクト研究の成果として掲載。9事例中、自作が7 (道徳6、特別2、技術1) 自作は、小4~中3	小4「おせなかったボタン」掲示板書き込み 2-2思いやり・親切 a2-1 相手への影響 小5「拾われた手紙」悪口を書いた手紙1-1 思 慮・反省 B3-1 情報にも自他の権利 中1「明日香の決断」携帯メールで誤解2-1礼 儀・適切な言動 A4-1、b4-1	無	**

表2 各県教育センターのホームページに掲載されている内容の一部

^{*} 長崎県教育センターでは、「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル」に関する改訂版を掲載しており、社会状況に応じた多様なトラブルを想定して、内容が更新されている。ただ、このような改訂版を掲載しているのは、ごく一部のみであり、一度掲載すると更新することも大変な作業であることがうかがわれる。

^{*} 佐賀県の取り組みは、2年間のプロジェクトとして取り組まれた成果であり、自作資料を開発することの困難さや多大な労力が必要で簡単ではないことを示している。約10年前の取り組みであるが、現在でも活用できそうな内容である。

(4) 小学校高学年を想定した資料開発のためのアンケート

ここでは児童の現状を把握するために、香川大学教育学部附属坂出小学校の5年生と、附属高松小学校の5年生を対象として、「パソコン・スマートフォン・携帯電話などについてのアンケート」を実施し、それぞれ75名、106名、計181名から有効な回答を得た。質問紙は「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までの4件法で、そのうち「よくあてはまる」「ややあてはまる」と答えた子どもの割合は、下の表3の通りである。実施時期は平成28年1月~2月であった。

① スマートフォンや携帯電話の活用から

質問項目1、2より児童がメールのやりとりを行う情報機器は、パソコンよりも、スマートフォンや携帯電話の方が中心であることが分かる。その背景には、高学年になりパソコンに比べてスマートフォン等を手軽に利用できる環境が児童の周りにあることがうかがえる。例えば、塾やスポーツ少年団等での終了後の連絡に利用されていることも考えられる。さらに、個別の集計表では、「友達とスマートフォンや携帯電話でメールを送り合うこと」について、附属坂出小では10名が、附属高松小では26名が「よく当てはまる」と答えている。

また、両附属小とも、他の多くの公立小学校と同様に、特別に事情がある場合を除いて携帯電話等を学校に持って来ることはできない。そのため、学校にいる間やその登下校の最中に児童がメールの送受信を行うことはない。したがって、家庭で保護者のスマートフォンを利用したり、家庭に準備されている子ども用のスマートフォンを利用したりしていることが考えられる。しかし、情報機器の利用に関して、各家庭でどのような使い方が決められているのかは明確ではない。子どもたちの利用状況から考えて、学校教育における情報モラル教育では、パソコンを中心とした学習から、スマートフォンのような携帯式の情報端末を中心とした学習へと変えていく必要があるだろ

表3 パソコン・スマートフォン・携帯電話などについてのアンケート結果 *A: 附属坂出小5年生 B: 附属高松小5年生 表中は「よく当てはまる・ややあてはまる」と答えた割合と人数

	質問項目	5年A (75人)	5年B (106人)	合計 (181人)
1	友達とパソコンでメールを送り合う。	6.7% (5)	6.6% (7)	6.6% (12)
2	友達とスマートフォンや携帯電話でメールを送り合う。	28% (21)	37.7% (40)	33.7% (61)
3	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) ということばを聞いたことがある。	52% (39)	57.5% (61)	55.2% (100)
4	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) ということばの意味を知っている。	28% (21)	26.4% (28)	27.1% (49)
5	LINE (ライン) ということばを聞いたことがある。	88% (66)	90.6% (96)	89.5% (162)
6	LINE (ライン) の使い方を知っている。	60% (45)	64.2% (68)	62.4% (113)
7	LINE (ライン) を使ったことがある。	41.3% (31)	45.2% (48)	43.6% (79)
8	電子マネー (カードなどにお金を入金【チャージ】しておき、買い物などに利用する) を使ったことがある。	29.3% (22)	35.8% (38)	33.1 % (60)
9	パソコンやスマートフォン、携帯電話、電子マネーを利用していて、こわい思いをしたことがある。	5.3% (4)	4.7% (5)	5.0% (9)

う。つまり、携帯電話やスマートフォンを題材とした資料の開発が必要である。また、学校現場にはパソコンは配置されていても、携帯電話・スマートフォン等が実際に使える環境はない。資料の開発とともに、環境面での整備も検討が必要であろう。

② SNS等への知識や活用から

質問項目3、4より、「SNSという言葉を聞いたことがある」と答えた子どもの割合が全体の 52%、57.5%であるのに対し、意味まで知っているのは両校とも30%未満にとどまっている。ま た、質問項目5、6より、「LINEという言葉を聞いたことがある」と答えた児童の割合が両校とも 全体の約90%であるのに対し、意味まで知っているのは60%程度にとどまっている。情報化社会に 生きる子どもたちは、日頃から情報に関わる様々な言葉を聞いており、「意味は分からないが聞い たことがある | という状況にあることがうかがえる。また、LINEがSNSの一つの形態であるとい う捉えができていない児童もいるようである。確かにSNSは手軽なコミュニケーション方法であ り、実際、児童の中には、欠席者への連絡に関して「LINEで伝えよう」といった発言をする者もい る。しかし、今後、子どもたちがその手軽さから、自分の興味や関心から得た知識のみでSNSを 利用した場合、危険な場面に出会うことは容易に推測できる。さらに質問項目7より、約4割以上 の子どもたちが、LINEを使ったことがあるという現状を考えると、具体的なSNSを題材とした資 料の開発が急がれる。他県の教育センター等の教材分析からもSNSの危険性やトラブル事例等は 多く見られたり、道徳以外の学級活動や中学校技術科等では操作に関わる面も多く取り上げられ たりしている。しかし、道徳授業で活用できるSNSを題材としたものはごく一部に限られていた。 そのような点からも、子どもたちの生活場面の中での具体的なSNS利用に関する資料開発を検討 していきたい。

③ 電子マネーの利用から

質問項目8より、電子マネーの利用者の割合は、全体の約30%~35%程度である。実際に利用経験のある子どもに詳しく聞いてみると、「これ (カード)で○○を買ってきてと言われて、おつかいに行った」といった回答であった。さらに、日々の通学時に電子マネーを活用している児童が附属高松小学校では利用者の多くに見られた。電子マネーの利用には、小さな子どもでも煩雑な計算や支払いをしなくて済み、細かなお釣りも出ることがないという利便性もあるが、最近では、「お金を支払ったという実感の乏しさ」「浪費につながるのではないか」といった問題点も指摘され始めている。今後、さらに電子マネーの利用者は増えるものと予想される。そのため、電子マネーを扱った資料の開発も検討していきたい。

④ アンケート全体から

両附属小の5年生の結果を見ると、パソコン・スマートフォン・携帯電話などについて、両校の担任が予想していた以上に日々の中で利用していることが結果から見られた。また、どの項目においても両行の間に大きな違いが見られず、最も割合が開いている質問項目2でも10%未満であった。さらに、正しく意味等を理解している児童はごく僅かであることもうかがえる。例えば、LINEに関してみると、言葉は聞いたことがあるが89.5%、意味まで知っているのは62.4%、使った経験があるのは43.6%と減少している。だから心配ないのではなく、LINEの意味も分からないまま使用している可能性がある児童も少なからずいることや、今後、学年が進行するに従い使用する割合は増えると考えられるので、いつの時期に正しい知識や判断力を養う学習の場に出会うのかも含めて、考えなければならない。児童のなかには、LINEをSNSの一種だと捉えていない子どもがいることも分かった。

3 考察

学習指導要領における情報モラルに関する記述では、文部科学省の答申や他の情報モラルに関する施策との関連についても確認できた。また、情報モラルに関する最近の動向と国における調査結果の分析についても「情報モラル指導モデルカリキュラム表」と道徳の内容項目の関連についても、担当者間で具体的な資料を検討しながら議論を進めてきた。

さらに、各県教育センター等で公開されている情報モラル教育の教材や資料に関しての全国の検索を行い、その内容と各県等での現状や違いを整理してきた。実際は、情報モラル教育の道徳の資料として掲載されているところはごく僅かの県のみであること、読み物資料よりも場面設定の題材やPPT資料等での扱いが多く見られたこと、掲載された読み物資料の内容も現代の子どもたちの状況にそぐわないものもあり、更新がされていない実態も見られた。上記の現状を鑑みながら、小学校高学年を想定した資料の検討、そのための第5学年児童へのアンケートからその具体的な方向性を探ってきた。

前述のような点からも、資料開発を行う際に、ただ危険性を教えるだけの道徳の資料ではなく、問題場面等で多面的・多角的に考えながら道徳的に判断できる力を養う資料が望まれる。例えば、道徳の教科化に伴い、道徳科の指導方法の工夫の一つとして取り上げられている問題解決的な学習に資するものを目指していくこととする。その際に、現代的な課題であるスマートフォンや SNS、電子マネーの問題等を取り上げなら、そのなかで情報モラル教育の2領域である心を磨く領域や道徳科の内容項目を確認していくこととする。このような点は、平成27年7月に示された「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳」においても、「6 情報モラルと現代的な課題に関する指導」の(1)情報モラルに関する指導のなかで、道徳科は道徳的価値に関わる学習を行う特質があることを踏まえた上で下記のような指導に際しての留意点を示している。

…具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせての会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした親切や思いやり、礼儀に関わる指導が考えられる。また、インターネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進めることも考えられる。その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、児童が考えを深めることができるようにすることが重要になる。

このような点も異分野を含めた教員同士で再確認することができたが、道徳科で活用できる具体的な資料の開発には道徳を専門としない情報・技術教育の担当教員の視点が欠かせないことも協議していくなかで実感できたことは大きい。

以上のように本稿では、道徳授業における情報モラル教育の読み物資料に関して、現状の分析と 課題を整理することで、今後の資料開発の方向性や具体的な視点を得ることができたが、本研究を 継続しながら情報モラル教育の資料開発を行い(2)として報告することとしたい。

付記:本研究は、香川大学教育学部・附属学校園共同機構が行う2015年度の学部教員と附属学校園 教員による共同研究プロジェクトの一環として実施した。

【引用・参考文献】

愛知県教育委員会 http://www2.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id = 2340010

愛知県教育委員会道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」(H28.2.12確認)

愛知県総合教育センター http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j_moral/index.html すべての教員のための情報モラル教

道徳授業における情報モラル教育の資料開発に関する一考察(1)

育応援サイト「情報モラル教育のすすめ」(H28.2.12確認)

- 香川県教育委員会(2014)「携帯電話・スマートフォン等の利用に関する調査について 児童生徒調査/学校調 香 平成26年7月実施|
- 香川県小学校道徳教育研究会(2016)なかよし1・2年 松林社
- 香川県小学校道徳教育研究会(2016)ともに生きる3・4年 松林社
- 香川県小学校道徳教育研究会(2016)わたしのいく道5・6年 松林社
- 京都府総合教育センター http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?page_id = 337 教育コンテンツ 情報教育・ICT活用 (H28.2.12確認)
- 佐賀県教育センター http://www.saga-ed.jp/kenkyu/kenkyu_chousa/h18/jmoral/index.htm プロジェクト研究 道徳 を通して培う情報モラル (H28.2.20確認)
- 長崎県教育センター http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/?page_id = 39 「情報モラル指導教材及びトラブル対応マニュアル(改訂版)」(H28.2.12確認)
- 日本教育工学振興会(2006)「情報モラル」指導実践キックオフガイド
- 文部科学省 (1997) 「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力会 議」第1次報告、平成9年10月公表.
- 文部科学省(2008)小・中・高・特別支援学校「学習指導要領解説(総則編)(道徳編)」平成20年
- 文部科学省(2009)「教育の情報化に関する手引」作成検討会、「教育の情報化に関する手引」検討案 平成21年 1月
- 文部科学省(2010)教育の情報化に関する手引、平成22年10月
- 文部科学省(2014)わたしたちの道徳 小学校1・2年 文溪堂
- 文部科学省(2014)わたしたちの道徳 小学校3・4年 教育出版
- 文部科学省(2014)私たちの道徳 小学校5・6年 廣済堂あかつき
- 文部科学省(2014)私たちの道徳 中学校 廣済堂あかつき
- 文部科学省(2015)情報活用能力調査の結果について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1356188.htm (2015.7.13確認)

- 文部科学省(2015) 小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 平成27年7月
- 宮城県総合教育センター http://midori.edu-c.pref.miyagi.jp/moral/ 宮城の情報モラル総合サイト (H28.2.20確認)

資料1 情報モラル指導モデルカリキュラム表(平成18年 キックオフガイドより)

DITE - VIII		メート・ハン・ハーキ	1111	かれの学校のは、出版の実施に合われ、権権ホラルのカリチョウムを選及だけ、実施したくがおい。 女田副の禁錮は、Marky - いみず事とメネリ、http://www.ismail.org/marks.org/ispacies	れの学校では、地域の実施に合わせ、精権モラルのカリキッシムを組み立て、実施して久田道の設建は、Makes - いない - しろく 大きい、Hittle Committee in Makes in infilteration	T4 #81.
・中国権レベルト	\$			dental and the second s	more and a second of the made was a fallent of a	
この小学校	学校1~2年	12:小学校3-4年	13:小学校5~6年	14:中学校	15:面唇学校	1
8 -3:発信する		超や情報社会での行動に責任を持つ		34~5:排稿社会への専画において、責任ある脚定で臨み。義務を果た了	度で臨み、義務を果たす	世
#张早张程:1-1s	中衛母(日本水)	821:相手への影響を考えて行動する	834:他人や社会への影響を考えて行動する	834:他人や社会への影響を考 844:情緒社会における自分の責任や義務につ えて行動する	a5-1:情報社会において、責任ある態度をとり、 義務を果たす	鉄小り
6)~3:4種に関	444	る自分や他者の権利を尊重する		194~5:結構に関する日かや名地の指点を提覧し、毎日する	. ###5	レラ
bi-1:人の作った する心をも	ものを大切につ	b2-1:自分の情報や他人の情報を大切にする	b3-1:情報にも、自他の権利があ ることを知り、禁事する	b4-1: 個人の権利 (人格権、肖像権など)を尊重 する	b5-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を理解 し、韓軍する	
				b42:著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、韓重 する	少少
		02~3:情報社会でのルール・マナーを遵守できる	ナーを進守できる	Od:社会は互いにルール・法律を与ることによって成りなっていることを知る	c5:情報に関する法律の内容を理解し、選守する	
		C2-1: 情報の実信や情報をやりとりする 場合のルール・マナーを知り、守る	63-1:何がルール・マナーに反する行為がを担り、維対に行わない	● 掛たとわ	65-1:情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する	一种
5			G3-2:[)v-ルや決まりを守る というこ との社会的意味を知り、享要する	03-2-「トレールギ決まりを守る」というこの42:情報の保護や取り扱いに関する基本的なとの社会的建設を知り真正する ルールや法律の内容を知る	c5.2. 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する	
			c3.3;契約行為の意味を知り、勝 手な判断で行わない	C43: 製約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c53:契約の内容を正確に把握し、適切に行動 する	いな
d1~3:備報社会	0)危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる	は関できる	は4~5:危険を予測し被害を予防するとともに、	安全に活用する	12
ローン大人と一緒ローに対しかな	一緒に使い、危険	d2-1: 風険に出会ったときは、大人に d3-1: 予測される 危険の内容が 豊良を来か、通初に対応する	d3-1:予測される危険の内容が わかり、詳ける	d4-1;安全性の面から、情報社会の特性を理解 する	d5-1:情報社会の特性を意識しながら行動する	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4
d)-2:不適切な情 い環境で利	Jな情報に出合わな まで利用する	- 42-2:不適切な情報に出合った ときは、大人に意見を求 め、適切に対応する	d3-2:不適切な情報であるもの を認識し、対応できる	dd-2:トラブルに連携したとき、主体的に解決 を図る方法を知る	d5.2:トラブルに連盟したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ	
11-3:#報を正		いく安全に利用することに努める		84~5:情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	や技術を身につける	(AP)
		62-1: 価値に存譲ったものもあるパンにをした	82-1; 格観には謎ったものもあ 83-1; 格線の圧縮さを判断する おこどにからく	84年:情報の信頼性を吟味できる	65-1:情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる。	64
al-2:知らない人に 数えない	い人に、連絡先を		e3-2:自他の個人情報を、第三 者にもらさない	.842:自他の情報の安全な取り扱いに関して、 正しい知識を持って行動できる	852:自他の情報の安全な取り扱いに関して、 正しい知識を持って行動できる	don°
11~3:安全や値	や健康を書するよ	を書するような行動を抑制できる		14~5:自他の安全や健康を書するような行動を抑制できる	を考り間位	
11-1:決められた利利素を守る	れた利用の時間や守る	利用の時間や [42-1] 健康のために利用時間を [3-1] 健康を書するような行動 決め守る 表的守る	13-1:健康を書するような行動 を自制する	(4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの 関わり方を意識し、行動できる	(51、健康の面に配慮した、情報メディアとの 関わり方を意識し、行動できる	
			f3·2:人の安全を脅かす行為を 行わない	(42: 自他の安全面に配慮した、情報メディア との関わり方を意識し、行動できる	(52:自他の安全面に配慮した、情報メディア との関わり方を意識し、行動できる	
		92~3:生活の中で必要となる!	20~3)生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る	四4~5:蘇輔七キュリティに関する基礎的・基本的な拍響を参につける	的体知識を身につける	
ED .		g2:1:認証の重要性を理解し、 正しく利用できる	g3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	84-1:情報セキュリティの連礎的な知識を身に つける	g5-1:情報セキュリティに関する基本的な知識 を身につけ、適切な行動ができる	C
			13:情報セキュリティの音楽の かめに、対象・対応がとれる	14~5:情報セキュリティの機保のために、対策・対応がとれる	・対応がとれる	/
			H3-1:情報の破壊や流出を防ぐ 方法を知る	141:基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h2-1:情報セキュリティに関し、事前対策・緊急がある。	
		12~3:情報社会の一員として、公共的な意識を持つ	公共的な重量を括う	14~5:信頼社会の一番として、公共的な審賞を持ち、望辺な判断や行動ができる	等ち、望切な判職や行動ができる	WAR !
		12-13権力し合ってネットワー クを使う	(3-1:ネットワークは共用のもので あるという意識を持って使う	13-1:ネットワークは共和のもので14-1;ネットワークの公共性を譲襲して行動するそという意識を持って使う。 る	(51:ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	~
LINDOCTIL STALL	11*		G OF BEST - CTV	CARRIED SANTON SEAL ST. SEAL SANTON SEAL S	CHARLES SELVANDE CONTRACTOR CONTR	49

資料 2 平成27年7月に示された小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳における記載 (一部抜粋)

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

強調は植田による

(1)情報モラルに関する指導

社会の情報化が進展する中、… (中略) …これらは、学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが、道徳科においても同様に、情報モラルに関する指導を充実する必要がある。

ア 情報モラルと道徳の内容

情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができる。内容としては、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークがあるが、道徳科においては、第2に示す内容との関連を踏まえて、特に、情報社会の倫理、法の理解と遵守といった内容を中心に取り扱うことが考えられる。指導に際して具体的にどのような問題を扱うかについては各学校において検討していく必要があるが、例えば、親切や思いやり、礼儀に関わる指導の際に、インターネット上の書き込みのすれ違いなどについて触れたり、規則の尊重に関わる指導の際に、インターネット上のルールや著作権など法やきまりに触れたりすることが考えられる。また、情報機器を使用する際には、使い方によっては相手を傷つけるなど、人間関係に負の影響を及ぼすこともあることなどについても、指導上の配慮を行う必要がある。

イ 情報モラルへの配慮と道徳科

情報モラルに関する指導について、道徳科では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められる。道徳科は道徳的価値に関わる学習を行う特質があることを踏まえた上で、指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生かして話合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたりするなど、創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせての会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした親切や思いやり、礼儀に関わる指導が考えられる。また、インターネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進めることも考えられる。その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、児童が考えを深めることができるようにすることが重要になる。なお、道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある。

資料3 情報モラルに関連する内容の記載が見られる道徳読み物資料(香川県版)

学年	第1学年	第2学年	第3学年
資料名 主題名	「ぼくのどきっ」 自分でかんがえてこうどう しよう	「ゲームとるすばん」 ゲームとじかん	「ぼくの言ったことが・・・」 うわさは ひろがる
中心 価値	善悪の判断、勇気	節度ある生活習慣	正直・誠実、明朗
あらすじ	資料の主人 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	主人公に決める。	主人公の「ほく」は、ドッジボールの判定をめぐって友達のひろしに不満をも同にあた。ひろしは図工の時間してもき子の水入れを誤って見ていた「ほく」は、友達に「とりるたい人の一部しか話さなかった。との気持ちなんなからに広がが、学級日、ひろしたが乱乱ないった。翌時手といった噂が流れてしまう。
学年	第4学年	第5学年	第6学年
資料名 主題名	「なかよし日記」 正しいことは勇気をもって	「もし、おしていたら」 相手の気持ちをたしかめて	「はじめてのけい帯」 責任ある情報機器活用を
中心 価値	善悪の判断、勇気	信頼・友情、男女の協力	自由・自己責任
あらすじ	大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、	に向かい、恵理の言葉やそ れに対するいらだちを書き	東電う喜年心て は、帯よをの関っのか迷しに是てをを を全持っと子くいた伸け自らよ人分っらう相い と子くいた伸け自らよ人分っらう相い ををたたもど機、が良る分ずう公のにでせてれたもど機、が良る分ずう公のにでせてれるといいで でものひまも、が良る分ずう公のっらう相い が迷こいい達っ の話にない。 が迷こいいできったしいいでしたが が迷こいいできったが が迷こいいできったしたが が迷こいいできったが でるにないが でるにでせてれたしたが でるにないが でるにいいできるとが でるにいいできるとが でるにいいできるとが でるにいいできるとが でるにいいできるとが でるにいいが でるにいいできる。 でるにいいが でいいが でいが で